第十七条第四項中「及び副本二通」を削る。

第十八条第二項中「及び副本各一通」を「一通」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第五十条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間が三年以上であることとする。

第十九条第二項中「副本二通」を「写し一通（再処理施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第十九条の二の二第二項中「及び副本各一通」を「一通及び写し一通（再処理施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第十九条の三の次に次の五条を加える。

（安全性の向上のための評価の実施時期）

第十九条の三の二　法第五十条の四の二第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、施設定期検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、再処理施設の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあつては、その使用が開始された日以降六月を超えない時期とする。

（評価の結果等の届出）

第十九条の三の三　法第五十条の四の二第三項の規定による届出をしようとする者は、法第五十条の四の二第一項の評価（以下「安全性向上評価」という。）をした後、遅滞なく、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項（以下「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2　前項の提出部数は、正本一通とする。

（届出事項）

第十九条の三の四　法第五十条の四の二第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　当該安全性向上評価に係る再処理施設の名称及び所在地

（評価に係る調査及び分析並びに評定の方法）

第十九条の三の五　法第五十条の四の二第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　再処理施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。

イ　当該再処理施設について、法第四十五条第三項第二号の技術上の基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

ロ　当該再処理施設について、法第五十条の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める措置が講じられていること。

ハ　当該再処理施設において、再処理施設における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、自ら安全性の向上を図るためイ及びロの規定により確認することとされている措置に加えて講じた措置の内容及びその措置による事故の発生の防止等の効果

二　前号に掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項について、発生する可能性のある事象の調査、分析及び評価を行い、その事象が発生した場合の被害の程度を評価する手法その他の重大事故の発生に至る可能性に関する評価手法により確認すること。

三　前二号により確認した内容を考慮して、当該再処理施設の全体に係る安全性についての総合的な評定を行うこと。

（評価の結果等の公表）

第十九条の三の六　法第五十条の四の二第五項の規定による公表は、法第五十条の四の二第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第十九条の十六第三号中「遮へい機能若しくは」を「遮蔽機能」に改め、「防止の機能」の下に「若しくは重大事故等に対処するための機能」を加え、同条第八号中「かぎ」を「鍵」に改める。

第二十一条第三項中「及び副本各一通」を「一通」に改める。

第二十一条の二中「及び副本二通」を削る。

第二十二条中「第六十八条第六項」を「第六十八条第七項」に改める。

第二十四条第一号中「第十八条第二項」を「第十八条第三項」に改め、同条第二号中「第十九条の二第二項」を「第十九条の二の二第二項」に改める。

別記様式第二の二裏面中「第37条第６項」の下に「、第43条の３の24第６項」を加える。

別記様式第二の三裏面中「第43条の２第２項」の下に「、第43条の３の27第２項」を加える。

別記様式第三表面中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第６項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第７項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

（裏　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第３項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第６項の規定）に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項及び第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2　原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の４第１項、第28条の２第１項、第43条の３の13第１項、第46条の２第１項、第51条の９第１項若しくは第55条の３第１項に規定する施設の浴接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3　原子力規制委員会は、第１項の規定による立入検査のほか、第16条の２第１項、第16条の３第１項、第16条の４第１項、第16条の５第１項、第22条第５項、第27条第１項、第28条の２第１項、第28条の３第１項、第29条第１項、第37条第５項、第43条の３の９第１項、第43条の３の10第１項、第43条の３の11第１項、第43条の３の12第１項、第43条の３の13第１項、第43条の３の15第１項、第43条の３の16第１項、第43条の３の24第５項、第43条の３の31第１項、第43条の８第１項、第43条の９第１項、第43条の10第１項、第43条の11第１項、第43条の26の３第１項、第45条第１項、第46条第１項、第46条の２第１項、第46条の２の３第１項、第50条第５項、第51条の７第１項、第51条の８第１項、第51条の９第１項、第51条の10第１項及び第51条の18第５項の規定の施行に必要な限度において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。）の設計若しくは工事又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。